第十四条第一項中「同条の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）」を「法人事業税交付金」に、「同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）」を「地方消費税交付金」に、「同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）」を「ゴルフ場利用税交付金」に、「道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）」を「指定市」に、「地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）」を「軽油引取税交付金」に、「この項及び第三項において「環境性能割交付金」を「環境性能割交付金」に、「同法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金（以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。）」を「市町村たばこ税都道府県交付金」に改める。

附則第四条の見出し中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条中「令和二年度に限り」を「令和三年度に限り」に、「三千五百億円」を「六千億円」に、「第九号」を「第八号」に、「三千四百二十三億四千九百一万二千円」を「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」に、「第三項」を「第四項」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「二千六百八十七億円」を「二千二百四十六億円」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「前二号」を「前三号」に、「八千六百五十一億千八百五十万円」を「一兆七千百六十八億九千九百十七万二千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　旧法附則第四条の二第三項の規定において令和三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額　二千五百億円

附則第四条第五号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第六号中「令和元年度」を「令和二年度」に、「三十一兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条第七号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「七百七十一億円」を「七百六十億円」に改め、同条第八号を削り、同条第九号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「令和二年度分」を「令和三年度分」に、「二千三百五十四億八千四百四十万円」を「三千四億四千二百四十八万二千円」に改め、同号を同条第八号とする。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第二項中「令和三年度から令和三十四年度まで」を「令和四年度から令和三十八年度まで」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「令和三年度から」を「令和四年度から」に、「令和三年度にあつては第二項の規定による額に同年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、令和四年度から令和十四年度までの各年度にあつては第二項」を「前項」に、「に同表」を「に次の表」に改め、同項の表中

令和三年度	二千九十二億円

を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「前条第四号」を「旧法附則第四条第四号」に、「令和三年度から」を「令和四年度から」に改め、「、令和三年度にあつては前項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千円を」を削り、「令和八年度までの各年度にあつては前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「令和八年度までの各年度分」を「令和十八年度までの各年度分」に、「について、」を「及び令和元年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百十一億八百七十八万二千円について、」に、「おける」を「あつては」に、「それぞれ」を「、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十七万八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八万円をそれぞれ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第四条の三の見出し中「令和三年度及び」を削り、同条第一項中「令和三年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に、「前条第五項」を「前条第四項」に改め、同条第二項中「令和三年度及び」を削り、同項第一号中「第十二条第三項の表第四十八号(1)」を「第十二条第三項の表第四十七号(1)」に、「当該各年度」を「令和四年度」に改める。

附則第五条第二項の表第三号中「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）」を「旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）」に改める。

附則第六条の二を附則第六条の三とする。

附則第六条の見出し中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和三年度及び令和四年度」に改め、同条第一項中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和三年度及び令和四年度」に、「令和二年度」を「、令和三年度」に改め、「令和三年度及び」を削り、同項第一号中「一兆七千二百十一億二千四百二十九万二千円」を「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」に改め、同項第二号中「一兆四千百八十六億三千百七十万九千円」を「二兆二千三百七十五億九千百六十八万八千円」に改め、同条第二項第五号を削り、同項第四号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「による」を「第一条の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和二年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条を附則第六条の二とし、附則第五条の四の次に次の一条を加える。

（地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入）

第六条　令和三年度及び令和四年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき　五二〇円
市町村	地域デジタル社会推進費	人口	一人につき　七六〇円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人